

## 戸沢村中小企業環境改善事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内中小企業者における就労環境の整備と建築関係業界の振興及び雇用の拡大による景気浮揚を図るため、店舗・事務所等の環境改善工事を行う者に対し、戸沢村補助金等に係る予算執行の適正化に関する規則（昭和43年規則第10号）及びこの要綱により助成金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

村内に所在地を有する個人又は法人事業者で、もがみ北部商工会に加盟している事業者

(2) 店舗・事務所等

助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が営む店舗及び中小企業者の従業員が使用する事務室、休憩所等

(3) 環境改善工事

店舗・事務所等の新築・増改築工事、修繕工事及び設備工事（ただし、生産性向上を目的としないものに限る。）

(4) 村内業者 戸沢村内に所在地を有する個人又は法人事業者

(5) 村外業者 山形県内に所在地を有する個人又は法人事業者

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 申請時において、本村に住所を有する者

(2) 工事業者と工事請負契約を締結し環境改善工事を行う者

(3) 村税（国民健康保険料（税）・各種使用料を含む。）等の滞納がない者

(助成金対象事業費)

第4条 助成金の対象事業費は20万円以上とする。ただし、戸沢村合併処理浄化槽設置整備事業補助金設置交付要綱（平成4年訓令第4号。以下「浄化槽補助金要綱」という。）に規定による補助金を受ける場合の対象事業費の取扱いは、対象事業費から合併処理浄化槽の設置に要する費用を差し引いた額とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次のとおりとする。

(1) 村内業者が工事を施工する場合は、助成対象事業に要した経費の3分の1以内の額又は50万円のいずれか低い額とする。

- (2) 村外業者が工事を施工する場合は、助成対象事業に要した経費の6分の1以内の額又は25万円のいずれか低い額とする。
- 2 助成金の額は、1,000円を単位とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、環境改善工事の着手の前に、戸沢村中小企業環境改善事業助成金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に定める書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 工事見積書
  - (2) 工事図面又は計画書
  - (3) 着工前写真
  - (4) 納税証明書(申請時に本村に住所を有しない者)
  - (5) 工事契約書の写し
  - (6) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認めた書類
- 2 助成金の交付申請は、平成31年度から5箇年の期間において申請人1人当たり1回限りとする。

(交付決定)

第7条 村長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、戸沢村中小企業環境改善事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更し、又は取下げしようとするときは、戸沢村中小企業環境改善事業助成金変更(取下げ)承認申請書(様式第3号)を提出し、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

- 2 村長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、戸沢村中小企業環境改善事業助成金変更(取下げ)承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(完了報告書)

第9条 交付決定者は、工事が完了したときは、事業完了後戸沢村中小企業環境改善事業工事完了届(様式5号)に次に掲げる書類を添えて、遅延なく村長に届出しなければならない。

- (1) 工事に要した費用に係る領収書の写し
- (2) 当該店舗・事務所等の登記簿謄本の写し(ただし、新築工事の場合に限る。)
- (3) 完成写真

(4) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認めた書類

(助成金額の確定)

第10条 村長は、前条に規定する届出があったときは、必要に応じて店舗・事務所等の完成検査を行い、適正と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定者に対し戸沢村中小企業環境改善事業助成金交付額確定通知書(様式6号)により通知するものとする。

(助成金額の請求)

第11条 交付対象者は、前条の規定による助成金額の確定の通知を受けたときは、速やかに戸沢村中小企業環境改善事業助成金交付請求書(様式7号)を村長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱及び助成金交付の条件に違反したとき。

(2) 偽り、その他不正な行為により助成金の交付を受けたとき。

2 村長は、前項の規定により助成金交付決定を取消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、交付決定者に対して期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を命ぜられた場合は、納期期限までに納付しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。